登所·登園 許可証明書 (千葉市版) R5.6 改訂

氏	名			
	証明日 : 令和	年	月	H

下記の疾患で療養中のところ、	現在軽快し、	登所・登園し	してよいこる	とを証明します。
----------------	--------	--------	--------	----------

令和	年	月	日から療養開始
令和	年	月	日から登所・登園可

該当疾患		登所・登園停止期間の基準
120	疾 患 名	※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻しん (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快*後1日を経過するまで
		※ 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による
		治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、
		全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水 痘・帯状疱しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回
		復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症(

※ 保育所・保育園生活での注意事項

(

)

医療機関名 医 師 名

(作成:千葉市医師会、千葉市こども未来局幼保指導課)